

## 「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画（仮称）」（骨子案）

## 1 背景

## (1) やさしいまちづくり

本市は「住みたい・住み続けたいまち・あかし」をめざし、障害のあるなしにかかわらず、こどもから高齢者まで誰にでもやさしいまちづくりの取組を進めています。

また、2017年（平成29年）12月には、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、共生社会の実現を目指す「共生社会ホストタウン」に登録されました。さらに、2018年（平成30年）4月には中核市移行によって新たな役割を担うこととなり、大きな節目を迎えています。

こうしたことを受け、すべての市民が安心して暮らせるまち明石を実現するために、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づく「誰ひとり置き去りにすることなく助け合うまちづくり」という市の考え方を明確に示し、今後の包括的指針となる「（仮称）あかしインクルーシブ条例」の制定に向けた検討を今年度から開始し、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支えあい、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指しています。

## 本市の主な取組

- 手話言語・障害者コミュニケーション条例の制定（H27）
- 障害者配慮条例の制定、合理的配慮提供支援助成制度の創設（H28）
- ホームドア設置に向けた取組（H28～）
- 共生社会ホストタウンとしての主な取組（H29～）
  - ・ユニバーサルモニター制度創設
  - ・市民参加型交流イベント（パラスポーツ体験）の開催 など
- （仮称）あかしインクルーシブ条例の制定に向けた検討（H30～）

## (2) ユニバーサルデザインのまちづくり

共生社会の実現に向けて、人々の心の在り方に働きかける「心のバリアフリー」と併せて、誰もが安全で快適に移動できる「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進することが必要です。

本市においても、障害の有無や年齢・性別に関わらず、誰もが自分自身で自由に移動できるよう、街なかの段差、わかりにくい案内表示等を見直し、生活しやすいユニバーサルデザインのまちづくりに向けた取組を進めていくこととしています。

## (3) バリアフリー法の改正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）においては、高齢者、障害者等が移動や施設利用をする上での利便性・安全性の向上を図るため、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対してバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めています。

2018年（平成30年）に同法が改正され、同法に基づく措置は「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記されたほか、市町村がバリアフリー方針を定める「移動円滑化促進方針（マスタープラン）制度」が創設される等の改正が行われました。

本市においては、2002年（平成14年）に、旧・交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）に基づき、「明石市交通バリアフリー基本構想」が策定され、交通分野におけるバリアフリー化が進められてきましたが、その後のまちの変化、バリアフリー法の改正等を踏まえた見直しを行い、バリアフリー化を一層推進することが求められています。

## 2 協議会の設置と本計画の策定

### (1) 協議会の設置

1に記載した背景を踏まえ、「ユニバーサルデザインのまちづくり」の取組を推進するためには、行政、高齢者・障害者等の当事者、施設管理者等の関係者が協議・調整を図りながら、取組方針を定め、事業を実施するとともに、定期的に取り組の評価・見直しを行っていくことが不可欠であることから、2019年（平成31年）1月、「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会（以下「協議会」という。）」を設置しました。

本協議会をバリアフリー法に基づく協議会と位置付け、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた取組の検討、進捗の確認、取組の見直し等を継続して行っていくこととしています。

### (2) 本計画の策定

全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、「ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）」を2019年度（平成31年度）中に策定すべく、2018年度（平成30年度）に市内のバリアフリー化の状況等の現況調査や市民アンケート調査を行った上で、2019年度（平成31年度）に本格的な検討を協議会で行うこととしています。

一方、本市では、2019年（平成31年）11月に本市で開催されるB-1グランプリ全国大会及び2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えたバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に早急に取り組んでいく必要があることから、全市域を対象とした計画の策定に先立ち、まずは、「ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画（仮称）」を策定し、本市の中心市街地への玄関口であり、交通機能や社会資源が集中する明石駅周辺を「重点モデル地区」として、2019年度（平成31年度）から2020年度までの2年間で先行的・重点的に取組を進めていくこととします。

## 3 基本理念

### (1) 基本理念

障害の有無や性別、年齢にかかわらず、誰もが「出かけることができる」「出かけたくなる」まちを目指し、ユニバーサルデザインの考え方に沿ってまちづくりを進め、ユーザビリティの向上を図ります。

### (2) 取組方針

#### ① 全市域での展開に先がけたモデル計画

2(2)のとおり、2019年（平成31年）11月に本市で開催されるB-1グランプリ全国

大会及び2020年に開催される東京パラリンピックを見据え、全市域を対象としたユニバーサルデザインのまちづくりの計画の検討と並行して、本計画に基づき明石駅周辺において、2019年度（平成31年度）から2020年度までの2年間でユニバーサルデザイン化を先行的・重点的に進め、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた全市的な機運の醸成を図っていきます。

その上で、本計画に基づく取組によって得られた成果や課題、利用者の声などを踏まえながら、全市域を対象とした「ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）」を2019年度（平成31年度）中に策定し、取組を推進していくこととします。

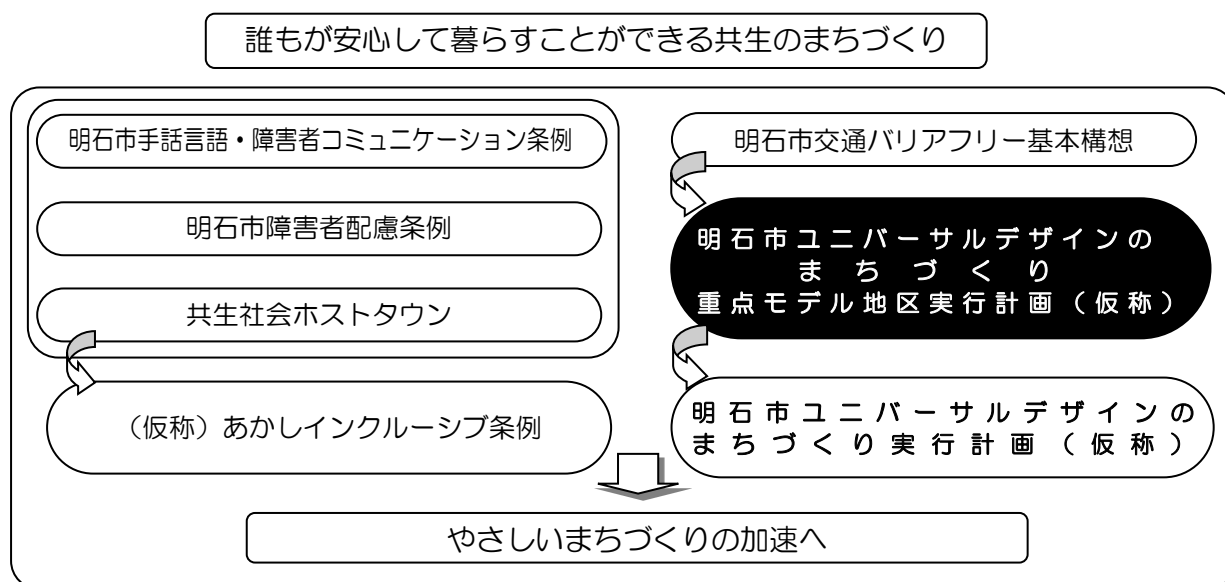
## ② 当事者視点に立った施策展開によるユーザビリティの向上

誰もが暮らしやすいまちをつくるためには、さまざまな人の視点に立ってまちを見直し、それぞれがどのような場面で不便さを感じ、困っているかをまず知る必要があります。公共交通機関の旅客施設・車両、道路、建築物等については、法令に基づき整備されていますが、真に暮らしやすいまちづくりには、利用者視点からの見直しが不可欠です。

このため、障害者・高齢者等の当事者、その支援者等の意見を十分に取り入れるとともに、実際に一緒にまちを歩き、当事者の不便や困難を共有しながら検討した施策を展開することにより、ユーザビリティの向上に取り組んでいきます。

## ③ 当事者評価システム

本計画に基づくバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の取組の進捗状況について、協議会において関係者と情報共有を図るとともに、高齢者・障害者等の当事者の参画のもとで、定期的に評価・見直しを行い、スパイラルアップを図っていきます。



## 4 計画期間（目標）

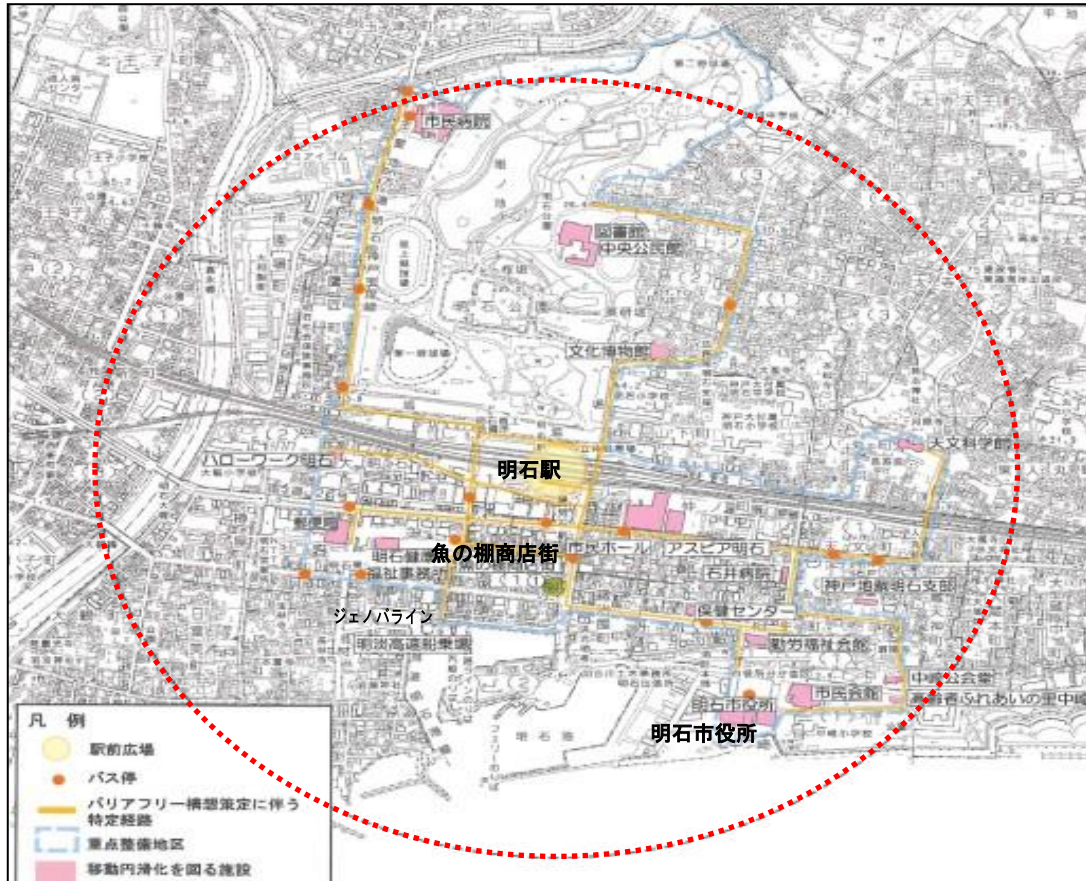
2019年度（平成31年度）から2020年度まで（2年間）

※整備内容により期間を要するものについては、計画期間終了後も引き続き整備を進めます。

## 5 対象区域

### 明石駅前周辺エリア

現行の「明石市交通バリアフリー基本構想（平成 14 年 3 月）」の重点整備地区の考え方、2019 年（平成 31 年）11 月に開催される B-1 グランプリ全国大会の会場予定地等を踏まえ、明石駅を中心とした概ね半径 1 km の地域と設定します。



## 6 取組施策

明石駅を拠点とした移動経路のユニバーサルデザイン化	
(1) 安全・円滑な移動経路	
①	ホームドアの設置
②	歩道の拡幅・段差解消
③	視覚障害者誘導用ブロックの点検・整備
④	ユニバーサルデザインタクシー導入の促進
(2) 大きくわかりやすい案内表示	
①	ピクトグラムの積極活用・色弱の人に配慮した配色
②	動線、エリア等の案内表示
誰もが利用しやすい施設の整備	
①	「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」の整備
②	公共トイレの整備
③	休憩施設の整備
周辺民間施設のバリアフリー	
①	集客施設・飲食店、宿泊施設等のバリアフリー
ユニバーサルツーリズムの促進	
①	「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」の整備(再掲)
②	ユニバーサル対応の観光施設情報の収集・発信
③	観光ガイドによるサポート
④	ユニバーサル観光資源の発掘・活用
⑤	バリアフリーマップの作成・活用
「心のバリアフリー」の普及促進	
①	研修の実施
②	市民向け啓発行事の開催
③	学校等における体験教室の実施
④	出前講座の実施

## 明石駅を拠点とした移動経路のユニバーサルデザイン化

### (1) 安全・円滑な移動経路

#### ①ホームドアの設置

駅ホームからの転落は、生命を脅かす重大事故に直結することから、関係者と連携し、ホームドアを設置します。

- (実施内容)：JR 明石駅ホームドア設置工事  
(実施主体)：西日本旅客鉄道(株)  
(実施箇所)：JR 明石駅 3・4 番線ホーム  
(実施時期)：2020 年春頃供用開始予定



(ホームドア)

#### ②歩道の拡幅・段差解消

車いす利用者をはじめ、誰もが行きたいところへ自由に行けるよう、歩道の拡幅や、視覚障害者が歩車道の境界を明確に認識できるよう配慮しながら段差解消を図ります。

##### 【主な取組】

- (実施内容)：一般国道 2 号明石駅前交差点改良事業（交差点改良、現道拡幅）  
(実施主体)：国土交通省  
(実施箇所)：国道 2 号線明石駅前交差点  
(実施時期)：2019 年度（平成 31 年度）中に事業完了予定

#### ③視覚障害者誘導用ブロックの点検・整備

歩道（横断歩道部を含む）、鉄道駅、公共施設の出入口等に設置している視覚障害者誘導用ブロックについて、利用する当事者の視点に立って点検し、特に利用頻度の高い経路では、連続性を確保するなど、より安全で円滑な移動ができるよう、整備を進めます。

##### 【主な取組】

- (実施内容)：主要地方道明石神戸宝塚線視覚障害者誘導用ブロック設置工事（歩道部）  
(実施主体)：兵庫県  
(実施箇所)：明石公園南側、西側  
(実施時期)：2019 年度（平成 31 年度）中に事業完了予定



(視覚障害者誘導用ブロック)



(総合福祉センター周辺のエスコートゾーン)

#### ④ユニバーサルデザインタクシー導入の促進

ユニバーサルデザイン（UD）タクシーは、標準的な車いすで乗降可能な構造を有するなど、高齢者、障害者のほか、妊産婦や子供連れの人等、様々な人が利用しやすい特徴を持っています。

より多くの者がより快適にタクシーを利用することができるよう、事業者にUDタクシー導入及びUDタクシー利用時の接遇向上を促進します。

- (実施内容)：UDタクシー導入補助  
(実施主体)：明石市



(UD タクシー)

(実施時期)：2019年度(平成31年度)～2020年度

## (2) 大きくわかりやすい案内表示

### ①ピクトグラムの積極活用・色弱の人に配慮した配色

多くの人を利用する駅や駅前広場において、目的場所へ円滑に移動できるよう、利用者の視点に立った案内表示に取り組みます。色弱の人にも配慮した配色や、ピクトグラムを積極的に活用しながら、多言語表示など、誰にとってもわかりやすい案内表示に取り組みます。

#### 【主な取組】

■ (実施内容)：「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」整備事業

(実施主体)：明石市、明石観光協会他

(実施箇所)：明石駅周辺

(実施時期)：2019年度(平成31年度)中に供用開始予定



(駅前再開発ビル案内)

### ②動線、エリア等の案内表示

駅周辺はさまざまな人が利用し、早く歩く人とゆっくり歩く人、目的地を探す人と目的地へ急ぐ人などが混在しています。

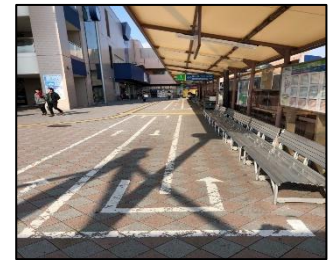
また、バスを待つ人が点視覚障害者誘導用ブロック上に並んでしまうと、視覚障害者の歩行に支障があります。

こうした状態を改善し、誰もが安心して円滑に移動ができるよう、床面に目的地方面別の動線表示や案内看板の改善等について検討します。

■ (実施内容)：明石駅前広場における案内表示の改善検討

(実施主体)：明石市、関係公共交通事業者等

(実施時期)：2019年度(平成31年度)中



(イメージ)

## 誰もが利用しやすい施設の整備

### ①「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」の整備

明石駅周辺において、車いすの方も利用しやすいカウンターを備えたユニバーサルツーリズム情報等を提供する観光案内所、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの公共トイレ、授乳室・子供用トイレ等を備える「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」の整備を検討します。

■ (実施内容)：「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」整備事業

### ②公共トイレの整備

明石駅周辺において、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの公共トイレの整備を進めます。整備に当たっては、多機能トイレに利用が集中しないよう、機能分散の考え方に配慮します。

■ (実施内容)：「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」整備事業(再掲)

■ (実施内容)：明石公園公衆1号便所改修工事(入口バリアフリー化、便器洋式化)

(実施主体)：兵庫県

(実施箇所)：明石公園

(実施時期)：2018年度（平成30年度）中

### ③休憩施設の整備

移動に制約のある高齢者や障害者等をはじめ、誰もが安心して快適に歩けるよう、ベンチ等の休みながら歩くことのできる施設の整備に取り組みます。

#### 【主な取組】

■ (実施内容)：ベンチ等の整備

(実施主体)：明石市

(実施箇所)：銀座通り周辺ほか

(実施時期)：2019年度（平成31年度）～2020年度



(錦江橋)

## 周辺民間施設のバリアフリー

### ①集客施設、飲食店、宿泊施設等のバリアフリー

本市では、商業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成する制度を平成28年に創設しています。同制度を活用しながら、飲食店等におけるバリアフリー環境の整備と民間事業者への障害理解の促進を図ります。

■ (実施内容)：合理的配慮の提供に対する助成

(実施主体)：明石市

(実施時期)：2016年度（平成28年度）～2020年度



(制度を活用したスロープの設置)

## ユニバーサルツーリズムの促進

### ①「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」の整備

現在計画中の「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」においては、車いすの方も利用しやすいカウンターを整備し、ユニバーサルツーリズム情報等を提供するほか、従来に引き続き、筆談ボードの設置、車いすの貸出、タブレット端末を用いた手話通訳等のサービスの提供等により、ユニバーサルツーリズム対応を強化する予定です。

■ (実施内容)：「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」整備事業（再掲）



(イメージ)

### ②ユニバーサル対応の観光施設情報の収集・発信

観光施設や店舗等のバリアフリー情報の収集を行い、ホームページに掲載するほか、観光案内所において提供する等の情報発信を行います。

■ (実施内容)：ユニバーサル対応の観光施設情報の収集・発信

(実施主体)：明石観光協会

(実施時期)：2019年度（平成31年度）～2020年度

### ③観光ガイドによるサポート

身体や障害の状況に応じて、明石市内の名所等を巡るルートを設定し案内するほか、必要に応じて手話通訳や要約筆記者が同行する等、誰もが観光を楽しむことができるよう、観光ガイドによるサポートを行います。

■ (実施内容) 観光ガイドによるサポート



(実施主体)：明石観光協会

(実施時期)：2019年度（平成31年度）～2020年度

#### ④ユニバーサル観光資源の発掘・活用

誰もが観光を楽しむことができるモデルルートを設定するほか、モニターツアーを開催するなど、ユニバーサル観光資源の発掘・活用に取り組みます。

■ (実施内容)：ユニバーサル観光資源の発掘・活用

(実施主体)：明石観光協会

(実施時期)：2019年度（平成31年度）～2020年度

#### ⑤バリアフリーマップの作成・活用

高齢者や障害者、子育て世代等多様な方に利用していただくことを目的に、バリアフリー情報が一目でわかるマップを作成します。また、多くの方に活用していただくように普及に努め、2019年（平成31年）11月に開催されるB-1グランプリ全国大会における案内などにおいて、バリアフリーマップの情報を積極的に活用することとします。

■ (実施内容) バリアフリーマップの作成

(実施主体)：明石市、明石観光協会 等

(実施時期)：2019年度（平成31年度）～2020年度

■ (実施内容) B-1 グランプリ全国大会におけるユニバーサル情報の案内

(実施主体)：B-1 グランプリ in 明石 実行委員会

(実施時期)：2019年度（平成31年度）

### 「心のバリアフリー」の普及促進

#### ①研修の実施

本市ではこれまで、市職員、民間事業者、高校生を対象に、障害者や高齢者への接し方を身につけるための研修を無料で受講できる機会を提供してきました。今後も、対象者を検討しながら機会の提供を継続し、市民一人ひとりに、障害者や高齢者に対する接し方や配慮に対する理解が広がるよう取り組んでいきます。

また、B-1 グランプリ全国大会の開催に当たっては、障害の有無、性別、年齢にかかわらず、誰もが安心して参加し、楽しむことができることができるよう、市民ボランティア向けの研修も実施します。

■ (実施内容) ユニバーサルマナー検定

(実施主体)：明石市、明石商工会議所 他

(実施時期)：2019年度（平成31年度）～2020年度

■ (実施内容)：B-1 グランプリ全国大会市民ボランティア向け研修

(実施主体)：B-1 グランプリ in 明石 実行委員会

(実施時期)：2019年度（平成31年度）

#### ②市民向け啓発行事の開催

広く市民を対象とした、「心のバリアフリー」や共生社会に対する理解の促進を目的とした啓発行事を開催します。

■ (実施内容)：あかしユニバーサル交流会（仮称）の開催



(2018年度の実施状況)

(実施主体)：明石市

(実施時期)：2019年（平成31年）8月（2020東京パラリンピック開催1年前）

### ③学校等における体験教室の実施

#### <手話体験教室>

「手話言語・障害者コミュニケーション条例（2015年4月施行）」を制定している本市においては、2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度）までの3年間に、市内全小学校（28校）を対象に、ろう者にとって手話は欠かすことのできない、大切なコミュニケーション手段であることを児童たちが理解する第一歩として、「手話体験教室」を実施しました。より多くの児童に学んでもらうため、2018年度（平成30年度）からは、2019年度（平成31年度）までの2年間で全小学校において実施することとしています。

■（実施内容）：手話体験教室

（実施主体）：明石市

（実施時期）：2018年度（平成30年度）～2019年度（平成31年度）

#### <「I' mPOSSIBLE」を活用した授業>

国際パラリンピック委員会が開発した教材（I' mPOSSIBLE）を活用し、学校教育を通じて、より多くの子どもたちにパラスポーツ魅力を伝え、心のバリアフリーの促進に取り組みます。2018年度（平成30年度）にモデル校（2小学校）において実施した取組を、2019年度（平成31年度）には市内の全小・中学校、特別支援学校及び明石商業高等学校において実施します。

■（実施内容）：「I' mPOSSIBLE」を活用した授業

（実施主体）：明石市教育委員会

（実施時期）：2019年度（平成31年度）

#### <バリアフリー教室>

障害者や高齢者の疑似体験、介助体験を行い、交通分野のバリアフリーについて理解を深める「バリアフリー教室」を国土交通省の協力のもと、高齢者大学及び小学校において開催します。

■（実施内容）：バリアフリー教室

（実施主体）：国土交通省、明石市

（実施時期）：2018年度（平成30年度）～2019年度（平成31年度）

### ④出前講座の実施

市職員が地域に伺い、「市が進める共生社会のまちづくりに向けた施策」、「障害者への配慮」「簡単な手話表現」などをテーマに、わかりやすくお伝えする出張講座を、希望に応じて引き続き実施し、障害理解の普及促進を図ります。

■（実施内容）：出前講座

（実施主体）：明石市

（実施時期）：2019年度（平成31年度）～2020年度（希望に応じて随時実施）